

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

○医療法施行規則等の一部を改正する 省令(厚生労働一三三)	一
〔官庁報告〕	
官庁事項	
平成十五年度(出納整理期間を含む) における予算使用の状況(内閣)	三
〔公告〕	
諸事項	
官庁	
建設業の許可の取消処分関係 裁判所	五
破産、免責、会社更生、再生関係 特殊法人等	五
独立行政法人国立印刷局平成十五年事 業年度財務諸表、独立行政法人国立 博物館出品預証書紛失に伴う証書の 無効、独立行政法人都市再生機構、 企業年金基金設立、平成十五年厚生 生労働省第二共済組合の決算関係	一八

地方公共団体  
 旅行死亡人、旅行業者営業保証金の  
 権利実行のための配当関係  
 会社その他  
 会社決算公告

一六  
一八  
二〇

## 省令

### ○厚生労働省令第百三十三号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十二条の三、第十六条の三第七号、第十七条及び第二十条の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、医療法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年九月二十一日

厚生労働大臣 坂口 力

#### (医療法施行規則の一部改正)

第一条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第二項第十号及び第九条の二の二第一項第十号中「第九条の二十三」を「第九条の二十三第一項第一号」に改める。

第十三条の二十第一号八中「第九条の二十三」を「第九条の二十三第一項第一号」に改め、同号に次のように加える。

二 第九条の二十三第一項第二号に規定する報告書を作成すること。  
 第九条の二十二中「第九条の二十三」を「次条第一項第一号」に改める。

第九条の二十三 法第十六条の三第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる体制を確保すること。
  - イ 専任の医療に係る安全管理を行う者及び専任の院内感染対策を行う者を配置すること。
  - ロ 医療に係る安全管理を行う部門を設置すること。
  - ハ 当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制を確保すること。
  - ニ 次に掲げる医療機関内における事故その他の報告を求める事案(以下「事故等事案」という。)が発生した場合には、当該事案が発生した日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した当該事案に関する報告書(以下「事故等報告書」という。)を作成すること。
    - イ 誤った医療又は管理を行ったことが明らかであり、その行つた医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残つた事例又は予期しなかつた、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事案(行つた医療又は管理に起因すると疑われるものを含み、当該事案の発生を予期しなかつたものに限る。)
    - ハ イ及びロに掲げるもののほか、医療機関内における事故の発生の予防及び再発の防止に資する事案
  - ロ 誤つた医療又は管理を行ったことは明らかでないが、行つた医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残つた事例又は予期しなかつた、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事案(行つた医療又は管理に起因すると疑われるものを含み、当該事案の発生を予期しなかつたものに限る。)
- 二 事故等報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 事故等事案が発生した日時、場所及び診療科名
  - 二 性別、年齢、病名その他の事故等事案に係る患者に関する情報
  - 三 職種その他の事故等事案に係る医療関係者に関する情報
  - 四 事故等事案の内容に関する情報
  - 五 前各号に掲げるもののほか、事故等事案に関し必要な情報

第十一條の次に次の一条を加える。

第十一條の二 第九條の二十三第一項第二号の規定は、次に掲げる病院であつて特定機能病院でないもの(以下「事故等報告病院」という)の管理者について、準用する。

- 一 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所
- 二 独立行政法人国立病院機構の開設する病院
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の附属施設である病院(病院分院を除く。)

第十二條を次のように改める。

第十二條 特定機能病院及び事故等報告病院の管理者は、事故等事案が発生した場合には、当該事故等事案に係る事故等報告書を当該事故等事案が発生した日から原則として二週間以内に、事故等分析事業(事故等事案に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業をいう。以下同じ。)を行う者であつて、厚生労働大臣の登録を受けたもの(以下「登録分析機関」という)に提出しなければならない。

第十二條の次に次の十五條を加える。

第十二條の二 前條の登録は、事故等分析事業を行う者とする者の申請により行う。

2 前條の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事故等分析事業を行うおとす主たる事務所の名称及び所在地
- 三 事故等分析事業を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し)
- 二 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 四 第十二條の四第一項第八号に規定する委員の氏名及び略歴
- 五 申請者が法人である場合は、その役員の名簿及び略歴を記載した書類
- 六 事故等分析事業以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

第十二條の三 次各号のいずれかに該当する者は、第十二條の登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十二條の十三の規定により第十二條の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者がある者

第十二條の四 厚生労働大臣は、第十二條の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 営利を目的とするものでないこと。
- 二 法人にあつては、医療に係る安全管理その他の医療機関の機能について分析又は評価を行い、その改善を支援することを当該法人の目的の一部としてしていること。
- 三 医療に係る安全管理その他の医療機関の機能について分析又は評価を全国的に行う能力を有し、かつ、十分な活動実績を有すること。

四 事故等分析事業を全国的に、及び適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎を有すること。

五 事故等分析事業の実施について利害関係を有しないこと。

六 事故等分析事業以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて事故等分析事業の運営が不公正になるおそれがないこと。

七 法人にあつては、役員構成が事故等分析事業の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

八 事故等事案の分析について専門的知識又は識見を有する委員により構成される委員会を有すること。

九 前号に規定する委員が事故等分析事業の実施について利害関係を有しないこと。

十 公平かつ適正な事故等分析事業を行うことができる手続を定めていること。

- 2 登録は、登録分析機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録分析機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録分析機関が事故等分析事業を行う主たる事業所の名称及び所在地

第十二條の五 第十二條の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三條の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第十二條の六 登録分析機関は、特定機能病院又は事故等報告病院から、第十二條の規定により、事故等報告書の提出があつたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、事故等分析事業を行わなければならない。

2 登録分析機関は、公正に事故等分析事業を実施しなければならない。

第十二條の七 登録分析機関は、第十二條の二第二項第一号及び第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十二條の八 登録分析機関は、事故等分析事業の業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した事故等分析事業に関する規程を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 事故等分析事業の実施方法

二 事故等分析事業に関する書類及び帳簿の保存に関する事項

三 第十二條の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

四 前各号に掲げるもののほか、事故等分析事業の実施に関し必要な事項

第十二條の九 登録分析機関は、事故等分析事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止し、又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 休止又は廃止の理由及びその予定期日
- 二 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第十二條の十 登録分析機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」といふを作成し、

五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 特定機能病院、事故等報告病院その他の利害関係人は、登録分析機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録分析機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第十二条の十一 厚生労働大臣は、登録分析機関が第十二条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録分析機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十二条の十二 厚生労働大臣は、登録分析機関が第十二条の六の規定に違反しているとき、又は、当該登録分析機関に対し、事故等分析事業を行うべきこと又は事故等分析事業の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第十二条の十三 厚生労働大臣は、登録分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて事故等分析事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十二条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十二条の七から第十二条の九まで、第十二条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに、第十二条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第十二条の十一又は第十二条の十二の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の登録を受けたとき。

第十二条の十四 登録分析機関は、事故等分析事業を実施したときは、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを最終の記載の日から三年間保存しなければならない。

一 第十二条の規定により特定機能病院又は事故等報告病院から事故等報告書の提出を受けた年月日

二 前号の事故等報告書に係る事故等事案の概要

三 第一号の事故等報告書に係る事故等事案の分析結果の概要

第十二条の十五 厚生労働大臣は、事故等分析事業の実施のため必要な限度において、登録分析機関に対し、事故等分析事業の事務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

第十二条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第十二条の登録をしたとき。

二 第十二条の七の規定による届出があつたとき。

三 第十二条の九の規定による届出があつたとき。

四 第十二条の十三の規定により第十二条の登録を取り消し、又は事故等分析事業の停止を命じたとき。

第十二条の三第三号中「第九條の二十三」を「第九條の二十三<sup>第一項</sup>第一号」に改める。

(医療法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 医療法施行規則の一部を改正する省令(平成十四年度厚生労働省令第百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「新規規則第九條の二十三」を「医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十六年度厚生労働省令第百三十三号)による改正後の新規規則第九條の二十三第一項第一号」に改める。

第二条 医療法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第百六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「新規規則第九條の二十三」を「医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十六年度厚生労働省令第百三十三号)による改正後の新規規則第九條の二十三第一項第一号」に改める。

附則 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第一条中医療法施行規則第十二條の次に十五條を加える改正規定については、公布の日から施行する。

# 官 庁 報 告

## 官 庁 事 項

内閣は、財政法第46条第2項の規定によつて、平成15年度(出納整理期間を含む。)における予算使用の状況を次のとおり報告する。

### 平成15年度予算使用の状況

(平成15年度出納整理期間を含む。)  
財務省 調査

#### (1) 概 要

平成15年度第4・四半期中(出納整理期間を含む。以下同じ。)における収納済歳入額は、35,924,435,384千円であつて、これに対して当期中における支出済歳入額は、23,021,145,020千円であり、収納済歳入額が支出済歳入額を超過する額は、12,903,290,364千円である。

また、平成15年度における収納済歳入額は85,622,807,292千円である。これに対して同年度における支出済歳入額は82,415,970,662千円であつて、差引き3,206,836,630千円の剰余を生ずる。

上記の剰余金は3,206,836,630千円には、平成14年度までに発生した剰余金の使用残額0千円が含まれているので、差引き、平成15年度新規発生剰余金は3,206,836,629千円となる。

この新規発生剰余金から、平成16年度への繰越歳出予算財源として純剰余金の計算上控除する額1,663,512,767千円を控除した額1,543,323,862千円が繰越歳出予算財源控除後の平成15年度新規発生剰余金となる。

更に、この剰余金から地方交付税交付金等財源として純剰余金の計算上控除する額491,173,698千円を控除した額1,052,150,164千円が平成15年度における財政法(昭和22年法律第34号)第6條の純剰余金となる。

#### (2) 歳 入

平成15年度第4・四半期中の収納済歳入額は、35,924,435,364千円であつて、歳入予算額81,939,568,899千円に対して43.8%(前年同期47.5%)の収入割合となる。これを前年同期39,799,382,002千円に比べると3,874,946,637千円の減少となる。

これは、公債金において1,971,059,799千円、雑収入において1,256,353,736千円の減少があつたこと等のためである。